

社会福祉法人 彩世会
コスモス苑指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 彩世会（以下「指定事業者」という。）が開設する特別養護老人ホーム コスモス苑（以下「指定施設」という。）が行うユニット型介護老人福祉施設の事業（以下「指定施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め施設の医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員及びその他の職員（以下「従業者」という。）が、常時介護が必要で居宅生活が困難な要介護者に対し、適正な指定施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定事業者は、入居者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、日常生活上の世話及び社会生活上の便宜の供与を行う中で、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう努めるものとする。

2 指定施設サービスの提供にあたっては、関係行政機関、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他のサービスを提供する者との、連携に努め常に利用者の立場に立って、指定施設サービスを提供するように努める。

（施設の名称等）

第3条 指定事業を行う指定施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 特別養護老人ホーム コスモス苑
- （2） 所在地 札幌市豊平区月寒東4条10丁目8番30号

（従業者の種類、員数および職務内容）

第4条 指定施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名
管理者は、指定施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に施設運営に必要な指揮命令を行う。
 - （2） 医師 1名
医師は、入居者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。
 - （3） 生活相談員 常勤換算方法で1名以上
生活相談員は、入居者又はその家族等に対し相談、助言その他の援助を行う。
 - （4） 介護職員 看護、介護人員配置基準による 3:1を下回らない職員
介護職員は、入居者に対し、入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話を行う。
 - （5） 看護職員 常勤換算方法で1名以上
看護職員は、入居者に対し、健康管理及び医師の指示に基づき療養上の指導を行う。
 - （6） 管理栄養士 常勤換算方法で1名以上
管理栄養士は、入居者に対し適切な栄養管理を行う。
 - （7） 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、入居者に対し、日常生活を営むに必要な機能改善又は減退を防止するための訓練を行う。
 - （8） 介護支援専門員 常勤換算方法で1名以上
介護支援専門員は、入居者に対する施設サービス計画の作成を行う。
 - （9） その他の従業者 3名以上
事業に係る事務及びその他の業務を行う。
- 2 日中についてはユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
- 3 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
- 4 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

(入居定員及びユニット定員)

第5条 指定施設の入居定員は、100名とする。

2 10ユニットで、1ユニット10名とする。

(施設サービスの内容、手続きの説明及び同意)

第6条 指定事業者は、指定施設サービスの提供に際し、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、指定施設サービスの開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(受給資格者等の確認及び要介護認定の申請に係る援助)

第7条 指定事業者は、指定施設サービスの提供を求められた場合は、その者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及びその認定期間を確認する。

2 入居の際に要介護の認定を受けていない入居申込者について、申請が行われていない場合は、申請手続の必要な援助を行う。また、要介護認定の更新の申請にあっても、有効期限満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(介護福祉サービスの提供)

第8条 指定施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者に対し、指定施設サービスを提供する。

2 指定施設は正当な理由がなく指定施設サービスの提供を拒んではならない。

3 指定施設は、入居者が入院治療を必要とする場合その他適切な施設サービスの提供が困難である場合は、医療機関又は介護老人保健施設を紹介する等の措置を講じる。

4 指定施設は、入居者の心身の状況、生活環境等を常に把握し、居宅での日常生活の可否を検討する。

(入退所の記録の記載)

第9条 指定事業者は、入居者の入居年月日及び退所年月日を当該者の被保険者証に記載する。

(利用料等の徴収)

第10条 指定事業者は、指定施設サービスを提供した場合は、入居者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める指定施設サービス費用基準額から、指定事業者へ直接支払われる指定施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるほか、次の第1号から第3号に規定する費用を徴収する。

(1) 食費 1,495円(日額)

(2) 居住費 2,200円(日額)

(3) 指定施設において提供する便宜のうち、日常生活において必要となるものに係る費用の実費(理・美容代、その他)

2 前項第1号に掲げる食費について負担限度額認定を受けている者は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(1) 利用者負担第1段階とされている者 300円(利用者負担限度額日額)

(2) 利用者負担第2段階とされている者 390円()

(3) 利用者負担第3段階①とされている者 650円()

(4) 利用者負担第3段階②とされている者 1,360円()

3 第1項第2号に掲げる居住費について負担限度額認定を受けている者は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(1) 利用者負担第1段階とされている者 880円(利用者負担限度額日額)

(2) 利用者負担第2段階とされている者 880円()

(3) 利用者負担第3段階①とされている者 1,370円()

(4) 利用者負担第3段階②とされている者 1,370円()

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 11 条 指定事業者は、利用者から法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、当該サービス内容、費用の額その他必要な事項を記載した証明書を交付する。

(施設サービス計画)

第 12 条 指定事業所の管理者は、介護支援専門員をして、入居者及びその家族の希望又はその入居者について把握された課題等を踏まえ、他の従業者と協議の上、サービスの目標、内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画を作成する。

(栄養ケア計画の作成)

第 13 条 介護支援専門員は管理栄養士と連携して、提供サービスの一つとして栄養ケアを導入する。

2 栄養ケア計画は管理栄養士が中核となり、入居者の自己決定・自己選択の原則に基づき、他職種協働で作成・実施する。

3 施設サービス計画及び栄養ケア計画は、入居者及びその家族に説明し同意を得る。また施設サービス計画及び栄養ケア計画を変更する場合も同様とする。

4 入居者に対し、施設サービス計画及び栄養ケア計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービス管理、評価を行う。

(経口移行計画及び経口維持計画の作成)

第 14 条 医師の指示に基づき医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種の者が共同して、当該計画の作成が必要な入居者に対して経口移行計画又は経口維持計画を作成する。

2 この内容は栄養ケア計画に盛り込むものとする。

(個別機能訓練計画の作成)

第 15 条 機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者個別に機能訓練計画を作成する。

2 この内容は施設サービス計画に盛り込むものとする。

(介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 16 条 指定施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する適切妥当な処遇を行う。

2 従業者は、施設サービスの提供に当っては、入居者又はその家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。

3 指定施設は、提供する指定施設サービスの質の評価を行い、必要な改善を図る。

4 指定事業者は、指定施設サービスの提供に当っては、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。

5 指定事業者は、社会福祉法人 彩世会事故及び身体拘束の廃止に関する対策委員会要綱の趣旨を踏まえて従業者を指導し、指定事業の運営に努めるものとする。

(施設サービスの内容)

第 17 条 指定施設サービスの提供に当っては、入居者が各ユニットにおいて、相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を支援するため、適切な介護技術をもって行う。

2 入居者の日常生活の家事を入居者が役割をもって行うよう適切な支援を行う。

3 入居者の身体の清潔を維持するため、入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合は清拭によって行う。

4 排せつの自立について必要な支援を行う。又おむつを利用せざるを得ない入居者にあっては、適切な取替を行う。

5 離床、着替え、整容その他日常生活の世話を行う。

6 指定事業者は、入居者の負担により従業者以外の者による介護は行わない。

7 じょく瘡の発生を防止するため適切な介護を行うとともに体制の整備を行う。

(食事の提供)

第 18 条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間にその意志を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談、援助、その他サービスの提供)

第 19 条 指定事業者は、常に入居者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族からの相談を受け、助言を行うとともに必要な援助を行う。

2 指定事業者は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

3 指定事業者は、常に入居者の家族との連携に努める。

(機能訓練及び健康管理)

第 20 条 指定事業者は、入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じ機能訓練を行う。

2 指定事業所の医師及び看護職員は、入居者の健康の保持に努めるものとし、医師にあっては入居者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳に必要事項を記載する。

(入院期間中の取扱)

第 21 条 入居者が病院又は診療所に入院する必要がある場合、3ヶ月以内に退院が見込まれるときは、必要に応じて便宜を供与するとともに、退院後再び入居することができるようにするものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

第 22 条 指定事業者は、入居者が次のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知する。

(1) 正当な理由がなく指定施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等が増進したと認められるとき。

(2) 不正な行為によって保険給付を受けようとしたとき。

(非常災害対策)

第 23 条 火災、地震、集中豪雨等による災害時における、入居者の安全確保のため避難誘導計画をたて、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(衛生管理及び感染症対策体制の徹底等)

第 24 条 指定事業者は、食器その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を行う。

2 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。

3 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

4 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

5 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(施設における介護事故発生の防止等)

第 25 条 事故が発生した場合は、別に定める介護事故報告書により、速やかに管理者に報告するとともに、次により事故発生の防止に努めるものとする。

(1) 介護事故報告書により報告された事案について、リスク委員会において検討され、その分析を通じた改善策を介護職員その他の従業者に周知徹底する。

(2) 事故の発生予防に係る従業者に対する研修会を定期的実施する。

(協力病院等)

第 26 条 指定事業者は、診療又は入院治療を必要とする入居者のため、協力病院を定める。また、歯科医療機関についても同様とする。

(事業の概要の揭示)

第 27 条 指定事業者は、指定事業の実施に係る運営規程を提示するほか、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(秘密の保持等)

第 28 条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。従業者を退いた後も同様とする旨を雇用契約の内容とする。

2 指定事業者は、指定事業の実施にあたり入居者又はその家族の個人情報を用いる場合は、入居者又はその家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。

3 サービス利用者に係る個人情報の管理方法は別に定める。

(広告に係る留意事項)

第 29 条 指定事業者は指定介護老人福祉施設の広告をする場合は、その内容が適正であることに十分留意する。

(利益供与等の禁止)

第 30 条 指定事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、自己のサービスを利用させることの代償として利益を供与してはならない。

2 指定事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第 31 条 指定事業者は、指定施設サービスに係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 苦情の処理は、社会福祉法人彩世会苦情解決処理要綱に基づき処理するほか、その他の苦情受付機関の助言を受けるとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う改善指導及び助言に従う。

(身体拘束)

第 32 条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次のすべてに該当した場合とする。

① 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。

③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、入居者及びその家族に説明し同意を得る。

3. 指定事業者は、継続して心身の状態等の観察・再検討を行い、定期的に事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会を招集の上、引き続き第 1 項に該当するかどうかを審議する。

4. 審議により身体拘束を廃止する場合は、入居者及びその家族に説明し同意を得る。

5. 事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

(地域との連携)

第 33 条 指定事業の運営に当っては、地域住民及び地域住民によるボランティア活動等との連携及び協力など、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 34 条 指定事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、

入居者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 指定事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償する。

(緊急時の対応)

第 35 条 入居者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じ、予め家族より届けられている緊急連絡先に速やかに連絡する。

(記録の整備)

第 36 条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 37 条 入居者又はその家族は、施設の利用に当っては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 面会時間 午前 8 時から午後 9 時までとする。
 - (2) 外出又は外泊 外出又は外泊する場合は、事前に申し出ること。
 - (3) 喫煙 指定の場所以外での喫煙は禁止すること。
 - (4) その他、居室及び設備の使用にあたっては、善良な管理者の注意をもって使用するほか、他の入居者に迷惑を及ぼす行為は禁止する。
- 2 外出又は、外泊にともなう施設利用料の額及び食事負担額は、別に定める基準により取り扱う。

(介護老人福祉施設の運営に関する留意事項)

第 38 条 指定事業者は、この規程に定める事項のほか、指定介護老人福祉施設サービスの提供に関して必要な事項は、入居者又はその家族との協議に基づいて定める。

(高齢者虐待防止の対応について)

第 39 条 指定事業者は、高齢者虐待防止法を順守しなければならない。

高齢者虐待の定義は次のことを言う。

- (1) 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - (2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置や養護を著しく怠ること。
 - (3) 著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動。
 - (4) 猥褻な行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - (5) 財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。
- 2 指定事業者は高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに、市町村に通報することとする。
 - 3 高齢者虐待防止に関する対策委員会及び介護従業者に対する研修会を定期的に行う。

附則

1. この規程は平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は平成 16 年 11 月 15 日から施行する。

附則

1. この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この規程は平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附則

１．この規程は平成１９年４月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成１９年６月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成１９年７月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成１９年１０月１１日から施行する。

附則

１．この規程は平成１９年１２月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成２１年８月３日から施行する。

附則

１．この規程は平成２１年１０月９日から施行する。

附則

１．この規程は平成２２年５月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成２２年６月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成２４年１月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成２５年１２月１６日から施行する。

附則

１．この規程は平成２６年４月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成２６年５月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成２７年４月１日から施行する。

附則

１．この規程は平成３０年１２月１日から施行する。

附則

１．この規程は令和２年２月１日から施行する。

附則

１．この規程は令和３年４月１日から施行する。

附則

１．この規程は令和３年８月１日から施行する。

附則

１．この規程は令和６年７月１６日から施行する。

附則

１．この規程は令和７年１月１日から施行する。